

(様式第7号)

漁業経営改善計画の認定状況調査報告書様式(その1)

認定行政庁名

No.1

認定者名	主たる漁業種類		
改善計画の概要	計画の区分：単独・共同	計画期間： 年 月～ 年 月	認定年月日： 年 月 日
※主たる取組を簡潔に記載			
利用支援措置			
融	農林漁業金融公庫資金 (沖縄振興開発金融公庫資金)	設備資金	漁船 漁具 その他施設 共同利用施設
		長期運転資金	※具体的な資金使途
資	漁業経営改善促進資金(短期運転資金)	はい	いいえ
漁業権の移転	はい	いいえ	
支援措置	※支援運営主体名、具体的な支援措置を記載		

No.2

認定者名	主たる漁業種類		
改善計画の概要	計画の区分：単独・共同	計画期間： 年 月～ 年 月	認定年月日： 年 月 日
※主たる取組を簡潔に記載			
利用支援措置			
融	農林漁業金融公庫資金 (沖縄振興開発金融公庫資金)	設備資金	漁船 漁具 その他施設 共同利用施設
		長期運転資金	※具体的な資金使途
資	漁業経営改善促進資金(短期運転資金)	はい	いいえ
漁業権の移転	はい	いいえ	
支援措置	※支援運営主体名、具体的な支援措置を記載		

No.3

認定者名	主たる漁業種類		
改善計画の概要	計画の区分：単独・共同	計画期間： 年 月～ 年 月	認定年月日： 年 月 日
※主たる取組を簡潔に記載			
利用支援措置			
融	農林漁業金融公庫資金 (沖縄振興開発金融公庫資金)	設備資金	漁船 漁具 その他施設 共同利用施設
		長期運転資金	※具体的な資金使途
資	漁業経営改善促進資金(短期運転資金)	はい	いいえ
漁業権の移転	はい	いいえ	
支援措置	※支援運営主体名、具体的な支援措置を記載		

◎各欄に必要な事項を記載するか又は該当個所に○を付けること

漁業経営改善計画の認定状況調査報告書様式（その2：変更用）

認定行政庁名

No.1

認定者名	該当認定状況報告書			年月日付け No.〇〇
改善計画の概要	計画の区分：単独・共同	計画期間：年 月～年 月	認定年月日：年 月 日	
※主たる変更点を簡潔に記載				
利用支援措置				
融 資	農林漁業金融公庫資金 (沖縄振興開発金融公庫資金)	設備資金 長期運転資金	漁船 漁具 ※具体的な資金使途	その他施設 共同利用施設
	漁業経営改善促進資金(短期運転資金)		はい	いいえ
税 制	漁船の割増償却 (経過措置の適用)	はい	いいえ	
	漁業権の移転	はい	いいえ	
支援措置		※支援運営主体名、具体的な支援措置を記載		

No.2

認定者名	該当認定状況報告書			年月日付け No.〇〇
改善計画の概要	計画の区分：単独・共同	計画期間：年 月～年 月	認定年月日：年 月 日	
※主たる変更点を簡潔に記載				
利用支援措置				
融 資	農林漁業金融公庫資金 (沖縄振興開発金融公庫資金)	設備資金 長期運転資金	漁船 漁具 ※具体的な資金使途	その他施設 共同利用施設
	漁業経営改善促進資金(短期運転資金)		はい	いいえ
税 制	漁船の割増償却 (経過措置の適用)	はい	いいえ	
	漁業権の移転	はい	いいえ	
支援措置		※支援運営主体名、具体的な支援措置を記載		

No.3

認定者名	該当認定状況報告書			年月日付け No.〇〇
改善計画の概要	計画の区分：単独・共同	計画期間：年 月～年 月	認定年月日：年 月 日	
※主たる変更点を簡潔に記載				
利用支援措置				
融 資	農林漁業金融公庫資金 (沖縄振興開発金融公庫資金)	設備資金 長期運転資金	漁船 漁具 ※具体的な資金使途	その他施設 共同利用施設
	漁業経営改善促進資金(短期運転資金)		はい	いいえ
税 制	漁船の割増償却 (経過措置の適用)	はい	いいえ	
	漁業権の移転	はい	いいえ	
支援措置		※支援運営主体名、具体的な支援措置を記載		

◎各欄に必要事項を記載するか又は該当個所に○を付けること

◎「該当認定状況報告書」欄には、既に報告している認定状況報告書の日付と該当 No.を記入すること

漁業経営改善計画の認定状況調査報告書様式（その3：取消用）

認定行政庁名

No.1

認定者名		該当認定状況報告書	年月日付け No.〇〇
取消理由の概要	※取消理由を簡潔に記載		

No.2

認定者名		該当認定状況報告書	年月日付け No.〇〇
取消理由の概要	※取消理由を簡潔に記載		

No.3

認定者名		該当認定状況報告書	年月日付け No.〇〇
取消理由の概要	※取消理由を簡潔に記載		

No.4

認定者名		該当認定状況報告書	年月日付け No.〇〇
取消理由の概要	※取消理由を簡潔に記載		

No.5

認定者名		該当認定状況報告書	年月日付け No.〇〇
取消理由の概要	※取消理由を簡潔に記載		

No.6

認定者名		該当認定状況報告書	年月日付け No.〇〇
取消理由の概要	※取消理由を簡潔に記載		

◎「該当認定状況報告書」欄には、既に報告している認定状況報告書（変更を含む）の日付と該当 No.を記入すること

記載上の留意事項

申請者は、規則別記様式第1号の記載要領によるほか、以下の記載上の留意事項に従って、改善計画の必要事項を記載すること。

1 記載すべき別紙の種類

記載すべき別紙の種類については、参考1を参照のこと。

2 別紙1及び別紙2について

- (1) 別紙1の「営む漁業の概要」の欄については、申請者の営む漁業種類、対象とする魚種、漁業種類ごとの漁船総トン数（兼業の場合その旨記載）等を記載する。なお、共同で改善計画を作成する場合は、個別経営体ごとに記載した書面を添付すること。
- (2) 別紙2の「構成員の営む漁業の概要」の欄については、業種の名称及び漁業の概要を記載すること。漁業の概要については、①構成員の経営の現状、②経営体数、③従業員数、④漁獲量及び漁獲金額、⑤資源の状況、⑥資源利用の適正化への取組状況、⑦国際規制等、⑧労働力事情（労働環境等の状況を含む）、⑨魚価及び取引・流通形態、⑩経営体の規模別分布、⑪他業種漁船導入状況、⑫漁船の兼業化状況、⑬その他についてできるだけ記載した書面を添付すること。
- (3) 別紙1又は別紙2の「漁業経営の改善の目標」の欄については、計数を盛り込むなどの工夫をして具体的に記載すること。
- (4) 別紙2の「構成員の漁業経営の改善を推進する必要性」の欄については、①漁業協同組合等がその構成員のために漁業経営の改善を推進するための措置を実施する必要性、②漁業協同組合等が事業実施主体となって施設整備等を行う必要性等について記載すること。
- (5) 漁業協同組合等が漁業者と共同で改善計画を作成する場合は、別紙2の「構成員の漁業経営の改善に与える効果」の欄に、漁業協同組合等が改善計画を実施することによる漁業者の経営向上への効果の見通しを記載するとともに、「経営の向上の程度を示す指標」の欄に共同で改善計画を作成する漁業者についての数値を記載すること。
- (6) 漁業協同組合等が単独で改善計画を作成する場合は、別紙2の「構成員の漁業経営の改善に与える効果」の欄に、漁業協同組合等が改善計画を実施することによる構成員の漁業経営の向上への効果の見通しを記載し、「経営の向上の程度を示す指標」の欄には記載しない。
- (7) 別紙1又は2の「経営の向上の程度を示す指標」の「現状」の欄については、別紙4の「直近期末」の欄の数値を記載すること。

ただし、用いようとする指標について年による変動が著しく大きいと認められる漁業者にあっては、認定行政庁とも相談の上、当該指標の過去5か年の実績から、最大の年と最小の年の実績を除いた3か年（採用した年を欄外に記載すること。）の平均値を算出して、「現状」の値として用いることができる。この場合、別紙4の「2年

前」の欄の左側に「4年前」及び「3年前」の欄を設け、それぞれの年の実績を記載するとともに、「直近期末」の欄の右側に「現状」の欄を設け、用いようとする3か年の平均値を記載するものとする。その他、経営循環売上高が定まらない年がある場合はこれを除外して現状値を算出する等、現状が適切に把握し得るものを採用すること。

また、経営体の決算確定前において、当該決算期の期末を現状として改善計画を作成することが、過去の数値及び当該決算にかかる事業年度の現状等から合理的であると認められる場合には、過去の数値及び当該事業年度の現状等から決算見込値を算定しこれを「現状」の値として用いることができる。この場合、別紙4の「2年前」の欄の左側に推定に利用した年度の欄を設け、それぞれの年の実績を記載するとともに、「直近期末」の欄の右側に「現状」の欄を設け、見込値を記載するとともに、その妥当性を示す資料を提出するものとする。

(8) 別紙1又は2の「伸び率」については、小数点以下1桁を四捨五入して差し支えない。

3 別紙3について

別紙3の記載方法は次のとおりとする。なお、自己評価は、認定を受けた漁業者又は漁業協同組合等が自ら改善計画の進捗状況、効果を定期的に点検するために行うものである。

- ① 「番号」の欄については、1、2、1-1、1-2、1-1-1、1-1-2のように実施項目を関連づけて記載すること。
- ② 「実施項目」の欄については、具体的な実施内容を記載すること。
- ③ 「実施時期」の欄については、実施項目を開始する時期を4半期単位で記載すること。この場合、1-1は初年の最初の四半期を開始することを、3-4は3年目の第4四半期を開始することを意味する。
- ④ 「自己評価基準」の欄については、できるかぎり定量化した基準を設定することとするが、取締役会や監査役会の評価など定性的な基準でも可とする。
- ⑤ 「自己評価頻度」の欄については、改善計画の進捗状況を評価する頻度又は時期を毎月、隔月、四半期、半年、1年、半年後、1年後などと記載すること。

4 別紙4について

(1) 別紙4の記載に当たっては、直近3か年の決算書をもとに記入すること。なお、創業3年未満の場合は、記入できる範囲を記載すること。

(2) 「付加生産額」の算出に当たっては、以下の点に留意すること。

- ① 漁業を含めた経営体全体の数値を用いること（ただし、漁業協同組合等が自ら漁業を営む場合であって、当該漁業に関する会計を区分して経理している場合には、これによる数値を用いることもできるので、この場合には、別紙4においてもこれを記載すること）
- ② 人件費は、以下の全項目を含む総額とすること
ア 売上原価に含まれる労務費（福利厚生費、退職金等を含む）

イ 一般管理費に含まれる役員給与、従業員給与、賞与及び賞与引当金繰入、福利厚生費、退職金、退職給与引当金繰入

ウ 短時間労働者の給与を外注費等で処理した場合の当該費用(派遣労働者を除く)

③ 減価償却費は、以下の全項目を含む総額とすること

ア 減価償却費(繰延資産の償却額を含む)

イ リース、レンタル費用(損金算入されるもの)

(3) 「従業員一人当たりの付加生産額」の算出に当たっては、以下の点に留意すること。

① 短時間労働者については、1日に4時間勤務をする者を0.5人と計算するなど勤務時間によって従業員数を調整すること

② 「付加生産額」の算出に当たっての人件費の取扱いと整合性を図るため、派遣労働者は従業員数に含めないものとする

(4) 以下の科目の関係は次のとおりとすること

⑥ 営業外損益 = 損益計算書の営業外収益 + 損益計算書の営業外費用

⑬ 設備投資額の合計と、別紙8の設備投資額の合計は一致する

⑭ 償却前利益 = 損益計算書の税引後当期利益 + ⑨ 減価償却費(リース・レンタル費用を除く)

5 別紙5について

過去3か年の貸借対照表をもとに記載すること。漁業権を貸借対照表に計上している場合は、無形固定資産に含めること。なお、創業3年未満の場合は、記入できる範囲を記載すること。また、改善計画が漁船への設備投資等を主たる内容とせず、金融上の支援措置(改善計画の認定を要件とするものに限る。)を予定していない計画の場合であって、申請者が税務等会計処理において簡易帳簿(複式簿記でない帳簿)での処理を常としている場合には、別紙5に代えて、当該改善計画の妥当性を認定行政庁において総合的に判断し得る資料等によることもできるので、事前に認定行政庁と相談すること。

6 別紙6について

別紙6の記載に当たっては、直近3ヶ年の決算書をもとに記載すること。なお、創業3年未満の場合は、記入できる範囲を記載すること。

7 別紙7について

(1) 農林漁業金融公庫(沖縄県にあっては、沖縄振興開発金融公庫)、民間金融機関の別に借入を希望する金額を資金ごと・年度ごとに記入すること。

また、民間金融機関から借入を希望する場合には、借入予定金融機関名を記載すること。

(2) 借入を希望する資金については、漁業経営改善支援資金(経営改善)、漁業近代化資金、漁業経営改善促進資金等の経営改善に必要な資金を記載し、法第8条に基づく漁業経営維持安定資金等のいわゆる負債整理資金等については記載しないこと。

(3) 借入期間1年以内の運転資金については、年度内の借入残高の最高額(極度貸付に

よる場合は極度額)を記載すること。

- (4) なお、漁業経営改善促進資金の利用は、中小漁業融資保証法第2条第1項の中小漁業者等に限られるので注意すること(同法第4条第2号)。

8 その他

(1) 改善計画の計画期間

改善計画の計画期間は、原則として5年間とする。なお、計画期間を5年間としない特段の理由がある場合には、事前に認定行政庁と相談すること。なお、この場合においても、認定の対象となる「経営の相当程度の向上」を評価する際の指標は、「付加生産額」又は「従業員一人当たり付加生産額」を用いることとなるが、その計画終了時の目標値を、当該計画年数で除して算出した年平均の伸び率が3%程度以上であることを、「経営の相当程度の向上」とする。

(2) 申請書の提出部数及び添付資料

- ① 改善計画の認定申請に当たっては、規則別記様式第1号で定める認定申請書の正本1通を提出すること。
- ② 漁業協同組合等が単独で又は共同で改善計画を作成する場合にあっては、当該漁業協同組合等に係る直近3期分の営業報告書又は事業報告書、貸借対照表及び損益計算書を添付すること。なお、2の(7)において現状値を推定するため、これら以外の事業年度の決算を利用することとなった場合には、当該決算期の営業報告書又は事業報告書、貸借対照表及び損益計算書も添付すること。
- ③ 定置漁業における網組等のように、法人税を当該団体単位で課されている等の法令により経営体として一体と捉えられている場合において、当該団体の参加漁業者等が共同で改善計画を作成する場合には、経営体ごとに記載することとされている規則別記様式第4号等については、その団体を1経営体として提出することができる。

(3) 申請書提出先

申請書提出先については、参考2を参照のこと。

(参考1)

記載すべき別紙の種類

別紙	1	2	3	4	5	6	7	8
漁業者が単独で改善計画を作成	○		○	○	○		○	○
漁業者が共同で改善計画を作成	○		○	○	○		○	○
	すべての漁業者について取りまとめて記載			漁業者ごとに記載				
漁業協同組合等が単独で改善計画を作成		○	○			○	○	○
漁業協同組合等が共同で改善計画を作成		○	○			○	○	○
	すべての漁業協同組合等について取りまとめて記載			漁業協同組合等ごとに記載				
漁業者と漁業協同組合等が共同で改善計画を作成		○	○	○	○		○	○
	すべての参加者について取りまとめて記載			漁業者ごとに記載				
						○	○	○
						漁業協同組合等ごとに記載		

(参考2)

申請書提出先

1 単独で計画を作成する場合

申請者	形態	提出先
漁業者	・政令指定業種の漁業を主として営む漁業者（以下「政令指定漁業者」という。）	農林水産大臣
漁業協同組合等	・政令指定漁業者を構成員とするもの ・政令指定業種以外を主として営む者（以下「政令指定外漁業者」という。）を構成員とするものであって、地区又は事業が二以上の県に及ぶもの	
漁業者	・政令指定外漁業者	都道府県知事
漁業協同組合等	・政令指定外漁業者を構成員とするものであって、地区又は事業が一県内に限られるもの（地区組合等）	

2 共同で計画を作成する場合

申請者	形態	提出先
複数の漁業者	・代表者に政令指定漁業者が含まれる場合 ・代表者が政令指定外漁業者であって、代表者の住所地が二以上の県に及ぶもの	農林水産大臣
漁業者と漁業協同組合等	・代表者に政令指定漁業者又は地区組合等以外の団体が含まれる場合 ・代表者が政令指定外漁業者又は地区組合等であって、代表者の住所地、地区又は事業が二以上の県に及ぶ場合	
複数の漁業協同組合等	・代表者に地区組合等以外の団体が含まれる場合 ・代表者が地区組合等であって、代表者の地区又は事業が二以上の県に及ぶ場合	
複数の漁業者	・代表者が政令指定外漁業者であって、すべての代表者の住所地が同一都道府県である場合	都道府県知事
漁業者と漁業協同組合等	・代表者が政令指定外漁業者又は地区組合等であって、すべての代表者の住所地、地区又は事業が同一都道府県である場合	
複数の漁業協同組合	・代表者が地区組合等であって、すべての代表者の地区又は事業が同一都道府県である場合	